

世界遺産下鴨神社ラグビー第一蹴の地顕彰会 会則

(名称)

第1条 本会は、世界遺産下鴨神社ラグビー第一蹴の地顕彰会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、京都府京都市左京区下鴨泉川町5-9下鴨神社社務所内に置く。

(目的)

第3条 世界遺産下鴨神社境内糺の森において、明治43年(1910)関西地方で初めてラグビーがおこなわれた「第一蹴の地」(旧制第3高等学校(現京都大学)の学生と慶應義塾の学生がラグビーをおこなった)の歴史と伝統を顕彰するとともに、当地に祀られている下鴨神社末社さわだ社の御祭神との所縁から、我が国のラグビー界の発展と向上を願い、後進の育成と強化に協力する。併せて、ラグビーを通じて日本の伝統文化に触れる機会を提供し、神社における青少年活動を推進するため、鎮守の森でのレクリエーション活動の一環としてその実践と普及に努めることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界遺産下鴨神社ラグビー第一蹴の地の歴史と顕彰に関する事業
- (2) 神社を通じたラグビー界の発展、向上に貢献する事業
- (3) ラグビー及び伝統文化の体験を通じた青少年の健全育成に関する事業
- (4) 前号までの普及広報に関する事業
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 当会の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第6条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第7条 当会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 財産目録

(役員及び会議)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名以上5名以内
 - (3) 理事 5名以上20名以内(会長副会長含む)
 - (4) 監事 1名以上3名以内
 - (5) 顧問 若干名
- 2 会長及び副会長は理事の中から互選し、また会長は会務を総括し本会を代表する。
 - 3 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
 - 4 理事会は会長が招集し、会長、副会長を含む理事の過半数の出席で成立する。また会長が議長となり、議事は出席者の過半数で決議する。
 - 5 監事および顧問は理事会で選出し、会長が委嘱する。

(名誉役員)

第9条 本会には名誉役員を若干名置くことができる。

- 2 名誉役員は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 名誉役員に関する規定は理事会が定める。

(役員の任期)

第10条 理事及び監事の任期は3年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 顧問及び名誉役員の任期は特に定めない。

(役員の報酬等)

第11条 本会の役員は無報酬とする。ただしその職務に要する費用を弁償することができる。

(会員)

第12条 本会の目的に賛同し、財政的に寄与する個人または団体を会員とすることができる。

- 2 会員に関する事項は、理事会の決議によって定める。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議によって定める。

付則 この会則は平成29年11月25日から施行する。

世界遺産下鴨神社ラグビー第一蹴の地頭彰会 会員規定

(目的)

第1条 この規定は、世界遺産下鴨神社ラグビー第一蹴の地頭彰会会則第12条に基づき、世界遺産下鴨神社ラグビー第一蹴の地頭彰会（以下「下鴨神社ラグビー顕彰会」という。）の会員に関して必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この下鴨神社ラグビー顕彰会の会員は次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛同するため入会した個人または団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった個人または団体の理事会において推薦されたもの
- (4) サポート会員 本会の目的を達成するための協力および支援する個人または団体

(会費)

第3条 正会員及び賛助会員は以下の会費を納入しなければならない。

- (1) 一口 2,000円（個人の正会員、年会費）
- (2) 一口 30,000円（法人又は団体の正会員、年会費）
- (3) 300,000円以上（賛助会員、終身会費）

(入会)

第4条 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、会費を納入した上で入会申込書により事務局に申し込まなければならない。

(退会)

第5条 正会員および賛助会員は、事務局に申し出ることによって任意に退会することができる。また、2年以上会費を滞納したときは会員資格を喪失する。

(除名)

第6条 会員が本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたときは理事会の決議を経て除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第7条 既納の会費、寄付金その他の抛出金品は、返還しない

付則 この会員規定は平成29年11月25日から施行する。